

宅地建物取引士 登録移転・宅地建物取引士証交付申請手続(フローチャート)

登録移転とは、現在宅地建物取引士の登録をしている都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときに、登録を移転できる制度です。**単に住所を変更したというだけでは登録移転できませんので御注意ください。**

※登録移転しなくても、別の都道府県で宅地建物取引に関する業務に従事することはできます。また、宮崎県登録の宅地建物取引士の方の場合、他の都道府県で実施する法定講習を受講することもできます（受講前、法定講習受講許可願提出）。

※登録事項（氏名、住所、本籍、従事先）に変更がある場合は、登録移転申請前に、現在登録している都道府県に変更登録申請をする必要があります。

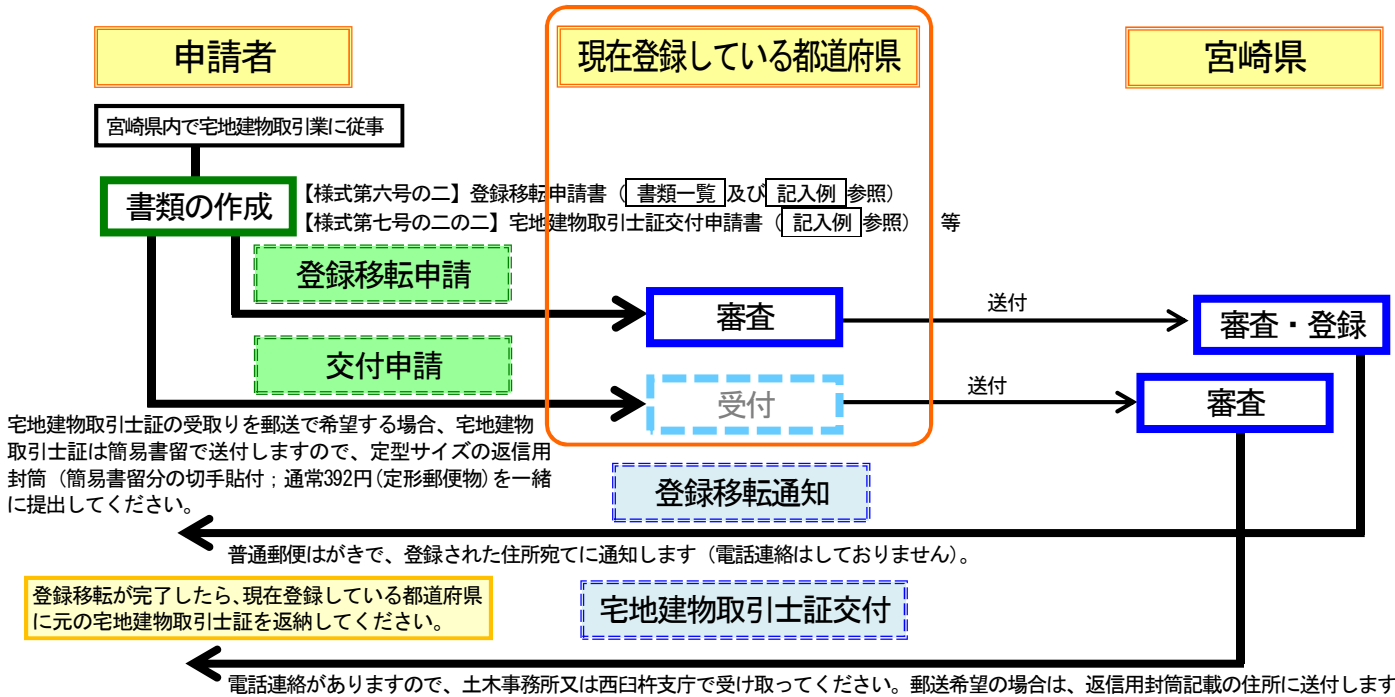
現在、宅地建物取引士証の交付を受けている方は、登録移転完了と同時に従来の宅地建物取引士証は失効しますので、必要な方は、登録移転の申請とともに、宅地建物取引士証の交付申請をしてください。また、登録移転を理由とする場合、宅地建物取引士証の交付に対し法定講習を受講する必要はありませんが、有効期間は元の宅地建物取引士証の残存期間となります。

○宮崎県への郵送先 〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県建築住宅課宅地審査担当

※以下のフローチャートのうち、「現在登録している都道府県」及び「移転先の都道府県」の処理は宮崎県の処理を例としているものであり、実際の取扱いと異なる場合があるため、該当の都道府県にお問い合わせください。

◆他都道府県→宮崎県に登録移転【転入】

補正等手続きは省略



◆宮崎県→他都道府県に登録移転【転出】

補正等手続きは省略

